



## 中部運輸局自動車交通部

令和7年12月11日 14時00分発表

お問合わせ先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
田中、中野 TEL 052-952-8038

同時発表：静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

### 《速報》貨物自動車運送事業者に対する集中監査結果

中部運輸局では、令和7年10月、貨物自動車運送事業者に対する集中監査を行い、その速報結果を下記のとおり集計しましたのでお知らせします。

記

#### 1. 実施結果

監査を実施した事業者について、法令違反が確認されました。

法令違反として多かった事項は、輸送の安全に欠かせない点呼の未実施などの点呼関係、拘束時間や連続運転などの労働時間関係、健康診断未受診でした。

また、法令違反項目である点呼簿記載事項不備等の中には、悪質性のある点呼簿の不実記載も見受けられました。

#### 2. 今後の対応

違反を確認した事業者に対しては、違反事項を直ちに改善するよう指導を行い、今後、行政処分基準に基づき厳正に処分を行うとともに、違反事項の改善状況を確認してまいります。

## 集中監査月間における違反状況（県別）

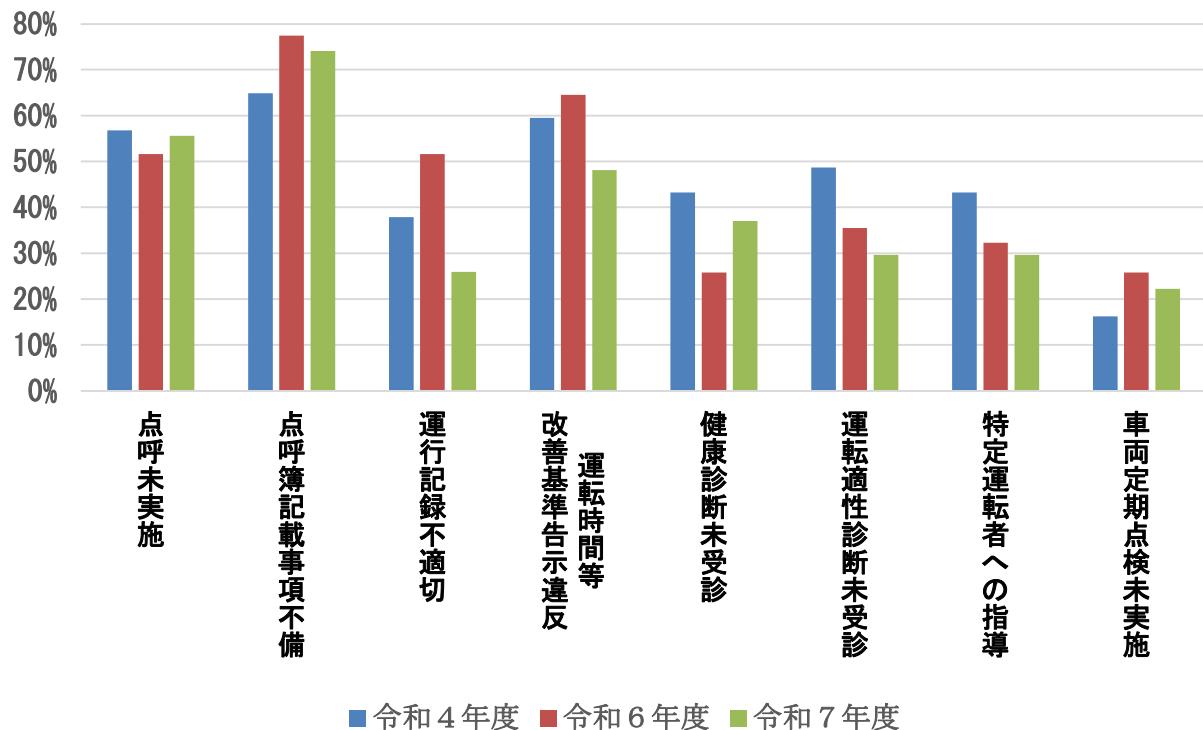
単位：%

管内支局	主な監査項目に係る違反状況							
	点呼未実施	点呼簿記載事項不備等	運行記録不適切	改善基準告示違反	運転時間等	健康診断未受診	適性診断未受診	特定運転者への指導
愛知	42	71	28	57	28	42	28	28
静岡	100	80	0	60	60	20	20	40
岐阜	60	100	60	80	40	20	40	0
三重	40	60	0	0	40	40	40	20
福井	40	60	40	40	20	20	20	20
中部管内	56	74	26	48	37	30	30	22

※監査実施事業者数に対する違反率

※赤字は、貨物自動車運送事業者の集中監査月間における重点監査項目

## 主な違反事項の違反率



※令和5年度は、運輸局内の体制変更のため実施せず